

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の交通規制計画

1 趣旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、令和3年12月に中央防災会議が公表した被害想定によれば、日本海溝地震は最大で死者数約19万9千人、全壊倒数約22万棟、千島海溝地震は最大で死者数約10万人、全壊倒数約8万4千棟という甚大な被害が生じるとされている。

本計画は、中央防災会議において示された被害想定や「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「具体計画」という。）を踏まえ、災害の拡大を防止するために実施される災害応急対策が的確かつ円滑になされることに資するため、あらかじめ緊急交通路指定予定路線等を定めるものである。

2 基本的考え方等

(1) 基本的考え方

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合は、発災後、道路管理者と連携して緊急点検箇所での点検を行うことを通じて、緊急交通路指定予定路線における道路損壊等による通行の支障の有無を把握する。その上で、被害が甚大な地域については、必要に応じ、道路交通法に基づく車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

また、緊急交通路指定予定路線のうち、被災状況、当該路線及びその周辺の道路における車両の通行状況に鑑み、実際に緊急交通路の指定を行う必要があると認めた路線・区間については、一般車両の排除等を行うとともに、関係都道府県警察・道路管理者と調整の上、災害対策基本法第76条第1項に基づく緊急交通路の指定等の交通規制を実施する。

なお、本計画で定めた緊急交通路指定予定路線等は、被害想定に示される最大規模の地震発生時を想定したものである。したがって、最大規模の地震ではない場合に一部の路線の指定を行わないなど、発生した災害の規模や被災状況に応じて最も効果的な災害応急対策が実施されるよう、交通規制の範囲を適宜変更するものとする。

(2) 緊急交通路指定予定路線

中央防災会議が策定した具体計画に定める緊急輸送ルート、各種防災拠点の位置等を踏まえつつ、一般車両の排除が比較的容易な高速道路を中心に緊急交通路指定予定路線44路線を選定した。

なお、本計画は、主として広域的な観点から警察庁において調整が必要となるものをあらかじめ定めているものであるから、発災時の状況に応じて、各都道府県の判断により、本計画の予定路線以外の道路を緊急交通路とすることを排除するものではない。

(3) 緊急点検箇所

高架区間が大半を占めるため全線を点検する必要のある首都高速道路等（5路線）のほか、被災により通行に支障が生じていないかを緊急に点検すべき橋梁、トンネル等4,319か所を選定した。

(4) 交通検問所

緊急交通路指定予定路線上のインターチェンジ（入路、スマートインターチェンジを含む。）（以下「IC」という。）のうち、一般車両の通行止めを行うとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）を選別して通行させるための交通検問所を634か所選定した。

その内訳は、緊急通行車両等であることを確認して標章及び証明書（以下「標章等」という。）を交付する「交付IC」132か所、一般車両と緊急通行車両等を選別する「選別IC」502か所である。その他の1か所のICは、ICそのものを閉鎖する「閉鎖IC」とした。

3 留意事項

- (1) 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時に行う緊急通行車両等であることの確認を行う交通検問所について、本計画では「交付IC」として選定しているが、「交付IC」は確認を求める車両による混雑も予想される。

よって、緊急交通路が指定されない都道府県警察にあつては、緊急通行車両であることの確認を受けようとする者に対して、車両の使用の本拠地等にこだわることなく管内の警察本部や警察署で確認を受けるよう呼びかけるなどして、積極的に緊急通行車両であることの確認に係る事務手続を行うこと。

また、平素から各都道府県警察は指定行政機関等に対して、災害発生前における緊急通行車両等であることの確認を受けるよう積極的に促すこと。

- (2) 緊急交通路指定予定路線については、道路管理者等に対して災害対策基本法第76条の4の規定に基づく道路啓開の要請を行うことが想定されることから、当該路線の道路管理者等とあらかじめ調整しておくこと。
- (3) 緊急交通路指定予定路線が通行不能となった場合に備えて、関係都道府県警察にあつては、あらかじめ代替路を選定しておくこと。

- (4) 関係都道県警察は、隣接都県警察、関係機関・団体と連携して、本計画に基づく実践的な交通規制訓練の実施に努めること。
- (5) 関係都道県警察にあつては、緊急交通路指定予定路線等についてウェブサイトに掲載するなどして国民への周知に努めること。
- (6) 今後、中央防災会議による被害想定や具体計画の見直し等に応じ、随時計画の見直しを行う。